

議案第45号

鹿児島県みんなの森づくり県民税基金条例制定の件

鹿児島県みんなの森づくり県民税基金条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県みんなの森づくり県民税基金条例

(設置)

第1条 県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策の財源に充てるため、鹿児島県みんなの森づくり県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、鹿児島県みんなの森づくり県民税条例（平成16年鹿児島県条例第43号）の規定により県に納入され、又は納付されたみんなの森づくり県民税額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

第79回全国植樹祭の招致を契機に、県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保

全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策の財源に充てることを目的として、鹿児島県みんなの森づくり県民税基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。